

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日: 令和7年3月1日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](令和6年12月度)

対象期間 令和6年 12月 1日 ~ 令和6年 12月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規一一条の七の二-イ、規一一条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	( /月)
汚泥	60.57 ( t /月)
廃油	0.175 ( t /月)
廃酸	( /月)
廃アルカリ	( /月)
廃プラスチック類	120.48 ( t /月)
紙くず	41.78 ( t /月)
木くず	78.30 ( t /月)
繊維くず	18.99 ( t /月)
動植物性残さ	( t /月)
動物系固形不要物	( /月)
ゴムくず	( t /月)
金属くず	( /月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	( /月)
鋳さい	( /月)
がれき類	( /月)
動物のふん尿	( /月)
動物の死体	( /月)
ばいじん	( /月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	( /月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	( /月)
pH2.0以下の廃酸	( /月)
pH12.5以上の廃アルカリ	( /月)
感染性産業廃棄物	( /月)
その他( )	( /月)
その他( )	( /月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 <sup>※4</sup>
測定位置	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>
測定結果が得られた日	令和6年12月31日	令和6年12月31日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	792	134		別紙2の通り <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規一一条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 6年 12月 28日	令和 6年 12月 1日~30日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>
採取した年月日	令和 6年 12月 6日	令和 6年 12月 6日
測定結果が得られた日	令和 7年 1月 31日	令和 7年 1月 20日
ダイオキシン類 <sup>※3</sup>		4.3 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
ばい煙量又はばい煙濃度 <sup>※3</sup>		
硫酸化物	10未満 ( ppm ) <sup>※5</sup>	
ばいじん	0.001未満 ( g/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>	
塩化水素	16未満 ( mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>	
窒素酸化物	10未満 ( ppm ) <sup>※5</sup>	

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。

